平成３０年（フ）第１４号
沖縄県名護市字済井出177番地
債務者　岸本　勝作
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成３０年（フ）第１５号
沖縄県名護市字田井等656番地１　カットハウスライフ
債務者　金城　芳哉
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成３０年（フ）第６０号
長野県塩尻市大字片丘7265番地１
債務者　池田　祐人
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第３６３号
京都市西京区桂南滝川町27番地　パインフィールド桂　401
債務者　中野　英樹
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４４１号
京都府宇治市伊勢田町大谷４番地　グランK’ｓ402号
債務者　美容室サティこと　広瀬　優子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４９１号
京都府宇治市大久保町北ノ山104番地の16
大久保ガーデンヒルズ108号
債務者　佐々木裕忠
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５１４号
京都府相楽郡精華町大字下狛小字車付１番地６
債務者　福田　和代
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１０５号
徳島県名西郡石井町石井字城ノ内336番地１教職員団地
債務者　佐々木雄司
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１４号
高知県高岡郡四万十町東北ノ川467番地
債務者　後藤由美子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成３０年（フ）第１５号
高知県高岡郡四万十町口神ノ川95番地
債務者　敷地　直美
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成３０年（フ）第７５号
金沢市矢木２丁目399番地１
債務者　寺中　郁夫
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７６号
金沢市矢木２丁目399番地１
債務者　寺中那奈子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９６号
金沢市長坂台５番20号
債務者　田川　聖悟
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７３号
福井市大宮２丁目９番25号
債務者　クリエイティブオフィスフリーこと
松山　文弥
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９０号
福井県越前市松森町30番地　パインロードⅠ－101
債務者　小西　千尋
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２５６号
神戸市兵庫区荒田町３丁目11番５号　阪本方、従前の住所神戸市北区甲栄台３丁目８番33号　Ｃ－102号
債務者　松平　雅也
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３７３号
神戸市兵庫区七宮町２丁目１番５－706号
債務者　小島　洋子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部